

過積載運転が及ぼす影響

道路を安全に利用するうえで、過積載運転が及ぼす様々な影響が懸念され、過積載は道路交通法57条で禁止されており、車両運転者、法人とも罰則が規定されています。

【重大事故への起因】

過積載走行時はブレーキ制動・停止距離が普通走行時と比べ著しく延長し、衝突事故やカーブで曲がり切れずに横転事故、また積載貨物の落下事故等の重大事故への起因となることが懸念されます。

【道路・橋梁等への影響】

過積載による重量超過車両は、道路や橋梁等の構造物に非常に大きな影響を及ぼします。舗装のひび割れや橋梁に損傷を与え、道路や橋の寿命を縮める事に繋がります。

上記以外にも様々な影響が懸念されますが、「過積載運転は違法行為であること」また、「道路はみんなの財産であること」を認識していただくよう呼びかけます。

特殊車両は通行許可が必要です

大型トレーラ、大型クレーン等の建設機械は車両の幅・高さ・重量・長さなど一般的な制限値をどれか一つでも超える車両は「特殊車両」と言います。

この「特殊車両」は道路・橋などを傷つけないよう、また、他の通行車両に影響（迷惑）をかけないように通行するよう、通行の際には許可をとることとされています。

車両の諸元		一般的制限値	
幅		2.5メートル	
長さ		12.0メートル	
高さ		3.8メートル(高さ指定道路は4.1メートル)	
重さ	総重量	20.0トン(重さ指定道路は25.0トン)	
	軸重	10.0トン	
	隣接軸重	隣り合う車両の輪距が1.8メートル未満	18.0トン※
		隣り合う車両の輪距が1.8メートル以上	20.0トン
輪荷重	5.0トン		
最小回転半径		12.0メートル	

※但し、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン

また国土交通省では、特殊車両の通行に対する指導、取締の徹底を図っています。

【違反者に対する指導等の強化】

- 国道事務所に呼び出して是正指導を行い、常習的な違反者に対しては告発を実施(措置命令4回又は是正指導5回で告発)
- 改正道路法に基づき違反者に対する報告徴収・立入検査の実施
また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発を実施
- 特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は即時告発を実施